

岩手県企業局管理規程第4号

企業局被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県企業局長 石田知子

企業局被服貸与規程の一部を改正する規程

企業局被服貸与規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）					
貸与を受けることのできる職員		品目	員数	貸与期間（月）	貸与を受けることのできる職員		品目	員数	貸与期間（月）	
[略]					[略]					
事業所	施設総合管理所又は県南施設管理所に勤務する職員（事務に従事する職員を除く。）	[略]			事業所	施設総合管理所又は県南施設管理所に勤務する職員（事務に従事する職員を除く。）	[略]			
		整備	夏服	<u>1</u>		<u>24</u>	整備	夏服	<u>2</u>	<u>48</u>
		用衣	冬服	<u>1</u>		<u>24</u>	用衣	冬服	<u>2</u>	<u>48</u>
		[略]				[略]				
[略]					[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。										

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。